

<資料 I >

スラバヤ日本人学校入学案内

1 入学資格

日本国籍者またはその配偶者でスラバヤ市又はその周辺に一時在留する者（以下「保護者」という）は、以下各号の充足を条件に第2項以下に従い子女を入学させることができる。

- (1) 入学を希望する子女が日本国籍を有し、正規のインドネシア在留資格を有すること。
- (2) 東ジャワジャパンプラブの会員であること。
- (3) 東ジャワジャパンプラブ、学校維持会規則、学則、PTA 規約等に従うこと。

(スラバヤ日本人学校学則第43条1項より)

2 入学手続き

転入学の場合は、下記の書類および費用が必要になります。

(1) 日本の学校（現在籍校）へ依頼する書類

ア) 在学証明書 イ) 指導要録の写し ウ) 健康診断票 エ) 歯科検査票 オ) 教科用図書給与証明書

※ア)～エ)の書類は、国内転校では保護者にはお渡ししないことになっていますが、当地までの郵送事故を避けるため、厳封の上、保護者が直接お持ちくださるようお願いいたします。

※オ)の書類は、海外子女教育振興財団に提出し、教科書を受け取ってください。

(1か月前から受け付けています。早めに発行してもらうようにしてください。)

また、10月以降の転入の場合は、次年度の教科書も受け取る必要があります。

詳しくは、海外子女教育振興財団のホームページをご覧ください。

(2) 入学願書、誓約書、その他必要書類

※上記書類を事前に本校で受け取り、入学の日までに提出してください。

(3) 入学金

一人につき、IDR.4,620,000（幼稚部・小学部・中学部）を誓約書と同時に納入してください。

※初めて子弟を入学させる法人会員企業と個人会員には建設負担金の納入をお願いしています。

(次ページ参照 詳しくは東ジャワジャパンプラブにお問い合わせください。031-561-5354)

3 授業料およびその他経費

(1) 授業料 IDR.2,640,000（幼稚部は IDR.3,300,000）を、毎月10日までに納入してください。

(2) 施設使用料 IDR.2,640,000 幼稚部・小学部・中学部ともに、授業料と同時に納入してください。

(3) このほか、PTA 会費、教材費、実習費、宿泊行事等の集金等が必要になります。

(4) 学校維持援助金

※次ページ参照 詳しくは東ジャワジャパンプラブにお問い合わせください。031-561-5354

※1日でも在籍していた月の授業料は、1カ月分の授業料を納入しなければなりません。

4 体験入学・体験入園

一時的（1～2週間程度）に入学を希望する場合に適用されます。

授業料 1日 IDR.264,000

5 登下校

登下校用のスクールバスはありません。家庭の責任の下での登下校となります。

※登校時刻：7:00～7:20 ※下校時刻：学年、曜日によって異なります。

6 その他

本校では給食はありません。自宅から弁当と水筒を持参してください。

<資料Ⅱ> 学校維持援助金と建設負担金の納付について

東ジャワジャパクラブ規定により、子弟を日本人学校の小中学部（幼稚部は免除）に入学させる場合は、学校維持会の定めるところにより、下記の学校維持会費を納めていただきます。

1 納付金額

費目	平成30年度	
	幼稚部	小中学部
入園料・入学金 (入園・入学時のみ/人)	RP. 4,620,000	RP. 4,620,000 *
保育料・授業料 (月額/人)	RP. 3,300,000	RP. 2,640,000
施設使用料 (月額/人)	RP. 2,640,000	RP. 2,640,000
学校維持援助金 (企業・世帯) (前後期払いもしくは年一括払い) (個人会員については月払いも可)	なし	《別表参照》
建設負担金 (入学時)	なし	《別表参照》

平成27年4月～平成30年3月末までに本校幼稚部に入園した方は、小中学部入学金は(RP. 420,000)となります。

《別表》

区分	日本の親会社の 資本金規模	変更後 (2015年7月1日以降)	
		学校維持援助金 (月額)	建設負担金 (入学時)
法人 会 員 企 業	300億円以上	RP. 1,800,000/ 法人	RP.384,000,000
	300億円未満 100億円以上	RP. 1,800,000/ 法人	RP.360,000,000
	100億円未満 50億円以上	RP. 1,800,000/ 法人	RP.300,000,000
	50億円未満 1億円以上	RP. 1,800,000/ 法人	RP.240,000,000
	1億円未満	RP. 960,000/ 法人	RP.120,000,000
	自営の事業主	RP. 780,000/ 法人	RP.120,000,000
	準法人	RP. 780,000/ 法人	RP.120,000,000
個人 会 員	総領事館職員 S J S職員	RP. 780,000/ 世帯	RP. 12,000,000/ 世帯
	上記以外個人会員	RP. 780,000/ 世帯	RP. 36,000,000/ 世帯

*学校維持援助金は東ジャワジャパクラブの法人会員各社へは学校よりお支払いのご案内をさせていただいております。

建設負担金は東ジャワジャパクラブ新規入会法人会員および個人会員の方対象です。
(但し、1995年9月18日までにクティンタン校舎建設負担金として「指定寄付金」を納付された日本の親会社傘下の企業及び個人会員からは徴収しません。)

2 支払方法及び支払先

(1) 支払い方法

日本人学校小中学部・幼稚部の毎月の授業料・保育料及び施設使用料は、下記（ア）または（イ）にてお支払いください。

毎月の納付金（お子様1人あたり）

幼稚部：保育料（月額RP. 3,300,000）及び施設使用料（月額RP. 2,640,000）
＝ 合計RP5,940,000

小中学部：授業料（月額RP. 2,640,000）及び施設使用料（月額RP. 2,640,000）
＝ 合計RP5,280,000

(ア) 授業料等自動振込みの場合

BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ（三菱東京UFJ銀行）はドル口座からルピアでの引落しが可能です。毎月10日が引き落とし日となりますので、残高を必ず確認しておいてください。

* BANK RESONA PERDANIA（リソナ銀行）はドル口座からルピアでの引落しは不可。

(イ) 授業料等銀行振込みの場合

毎月10日までに、納付金を下記の銀行口座（ルピア）に振り込んでください。
金額をご確認の上、振込みをお願いいたします。

(2) 授業料・施設使用料以外の納付金について

(ア) 学校維持援助金

・前期分は5月末日までに、後期分は10月以降11月末日までに納入してください。もしくは1年分をまとめて5月末日までに納入してください。

・月払い（個人会員のみ）の方は、授業料・施設使用料とともに納入してください。

* 東ジャワジャパンプラブの法人会員各社へは学校よりお支払いのご案内をさせていただきます。

(イ) 建設負担金

入学時にまとめて銀行に振り込んでください。

* 建設負担金（東ジャワジャパンプラブ新規入会法人会員および個人会員の方）は別表（表）に基づき該当の金額を（A）学校維持会口座へお支払いください。

(3) 支払先

(A) 学校維持会口座・・・入学金と建設負担金

銀行名	口座番号	口座名
BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ（三菱東京UFJ銀行）	667-006051（IDR）	YAYASAN PEMELIHARAAN SEKOLAH JEPANG SURABAYA

(B) 日本人学校口座・・・授業料及び施設使用料，学校維持援助金

銀行名	口座番号	口座名
BANK RESONA PERDANIA（リソナ銀行）	03000217-009（IDR）	SURABAYA JAPANESE SCHOOL
BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ（三菱東京UFJ銀行）	667-001509（IDR）	SURABAYA JAPANESE SCHOOL

※ コメントとして個人名を必ずご記入下さるよう、お願い申し上げます。

備考：東ジャワジャパンプラブ案内書による